

平成16年11月29日

各 位

(東京本社)東京都渋谷区渋谷1-2-5

**株式会社サンエー・インターナショナル**

(コード番号:3605)

問 合 せ 先 経営企画部広報課

.03-5467-9910

ストックオプション(新株予約権)の発行内容等に関するお知らせ

平成16年11月29日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定並びに平成16年11月29日開催の当社第55期定時株主総会決議に基づき発行する新株予約権の内容につき、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

- |    |                                      |  |
|----|--------------------------------------|--|
| 1. | 新株予約権の発行日                            | 平成16年12月16日  |
| 2. | 新株予約権の発行数                            | 1,428個<br>(新株予約権1個当たりの株式数100株)   |
| 3. | 新株予約権の発行価額                           | 無償とする  |
| 4. | 新株予約権の目的たる株式の種類及び数                   | 当社普通株式 142,800株  |
| 5. | 新株予約権の行使により発行する株式<br>の発行価額の総額        | 未定(注)  |
| 6. | 新株予約権の行使期間                           | 平成18年12月1日から<br>平成21年11月30日まで  |
| 7. | 新株予約権の行使の条件                          | <p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社の取締役及び従業員、当社国内連結子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人は、これを行使することはできない。</p> <p>新株予約権の一部行使はできない。</p> |
| 8. | 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額のうち資本組入額 | 発行価額(未定(注))に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。  |

9. 新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
10. 新株予約権の割当対象者 当社取締役及び従業員、当社国内子会社の取締役及び従業員の合計 248 名

(注)新株予約権の1個当たりの払込金額(権利行使価額)は以下の通り決定されますので、現時点では未定となっております。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の(株)東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

以上